

コミュニティ・ボード利用ルール

1. 掲示できる内容

- ・当会の広報物を優先し、支障のない範囲で以下の掲示を認めます
 - 三鷹市主催・後援事業
 - 市内公共的団体が主催する事業
 - その他、当会が認めたもの

2. 利用方法

- ・「コミュニティ・ボード利用申請書」または「コミュニティ・ボード利用料減免申請書」にご記入のうえ、事務局の許可をうけてください
- ・掲示物には「許可印」を押印します

3. 利用料金

- ・1枚あたり 200円
- ※市主催・後援事業は無料
- ※公共的団体が主催するものについては、申請により減免することがあります

4. 掲示期間・撤去

- ・掲示期間は3ヶ月です
- ・掲示期間終了後は、各自で撤去してください

5. 禁止事項・注意

- ・無断掲示は禁止です
- ・無断掲示物は撤去する場合があります